

總行行第407号  
国不入企第12号  
令和5年9月27日

各都道府県担当部局長 殿  
(市区町村担当課、財政担当課、入札契約担当課扱い)  
各指定都市担当部局長 殿  
(財政担当課、入札契約担当課扱い)

総務省自治行政局行政課長  
(公印省略)  
国土交通省不動産・建設経済局建設業課長  
(公印省略)

「契約の保証及び前払金保証の電子化等による公共工事の入札  
及び契約のIT化の推進について」の一部改正について

公共工事の入札及び契約のIT化に関しては、別添1「契約の保証及び前払金保証の電子化等による公共工事の入札及び契約のIT化の推進について」(令和4年6月14日付け總行行第164号、国不入企第18号。以下「令和4年通知」という。)により、国土交通省における保証証書等の電子化などの取組も参考に、その推進に取り組んでいただこうお願いしたところです。

令和4年通知においては、国土交通省直轄工事及び建設コンサルタント業務等において、契約の保証に際し保険会社から発行される保険証券等について、電子証書等閲覧サービス導入までの暫定的な措置として電子メールによる取扱い(以下「当該取扱い」という。)を、

「令和5年9月30日」まで認めることとしていることを周知しておりました。一方、今般、一般社団法人日本損害保険協会から、電子証書等閲覧サービス導入の遅れによる当該取扱いの実施期間延長の要請があったことを受け、当該取扱いの実施期間については、別添2のとおり「令和7年6月30日」までに変更することとされました。

このため、令和4年通知についても下記のとおり改正を行いますので、各団体におかれましても適切に対応されるようお願いいたします。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村(指定都市を除く。)に対しても、周知をお願いします。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

令和4年通知(※2)中「令和5年9月30日」を「令和7年6月30日」に改める。

以上

## 参考

「契約の保証及び前払金保証の電子化等による公共工事の入札及び契約のＩＴ化の推進について」（令和4年6月14日付け総行行第164号、国不入企第18号）新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(前略)</p> <p>(※2) 電子メールによる取扱いについて (別添2参照)</p> <p>保険会社又は受注者が、P D F 発行証券（P D F 形式で電子発行された保険証券等）を電子メールにより発注者へ送付し、発注者は、受注者から受け取った契約情報及び認証情報を用いて当該P D F 発行証券を開封する。</p> <p>改ざん等に対するセキュリティ面での信頼性を確保するために、保険会社又は受注者が発注者へP D F 発行証券を送付する際には、電子メールの送信先に保険会社があらかじめ指定する特定の電子メールアドレスを必ず含めることとし、発注者は当該電子メールアドレスが送信先に含まれていることを確認するとともに、届いたP D F 発行証券の信頼性に疑義がある場合等には保険会社に確認することとしている。</p> <p>なお、国土交通省直轄工事における本取扱いは、保険会社による電子証書等閲覧サービス導入までの暫定的な措置として、<u>令和7年6月30日</u>まで認めることとしている。</p>	<p>(前略)</p> <p>(※2) 電子メールによる取扱いについて (別添2参照)</p> <p>保険会社又は受注者が、P D F 発行証券（P D F 形式で電子発行された保険証券等）を電子メールにより発注者へ送付し、発注者は、受注者から受け取った契約情報及び認証情報を用いて当該P D F 発行証券を開封する。</p> <p>改ざん等に対するセキュリティ面での信頼性を確保するために、保険会社又は受注者が発注者へP D F 発行証券を送付する際には、電子メールの送信先に保険会社があらかじめ指定する特定の電子メールアドレスを必ず含めることとし、発注者は当該電子メールアドレスが送信先に含まれていることを確認するとともに、届いたP D F 発行証券の信頼性に疑義がある場合等には保険会社に確認することとしている。</p> <p>なお、国土交通省直轄工事における本取扱いは、保険会社による電子証書等閲覧サービス導入までの暫定的な措置として、<u>令和5年9月30日</u>まで認めることとしている。</p>